

江戸川区ホームページ広告掲載取扱要綱

平成 21 年 3 月 1 日

要綱第 10 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、江戸川区（以下「区」という。）が運用する公式ホームページ（以下「区ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び掲載基準)

第 2 条 区ホームページに掲載できる広告はバナー広告（ウェブページに貼る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるものによる広告をいう。）とし、区民生活の利便性の向上に資するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 区ホームページの公共性又は品位を損なうおそれがあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) その他、区長が区ホームページに掲載する広告として、適当ではないと認めるもの
- (位置及び枠数並びに掲載料)

第 3 条 区ホームページへの広告枠の位置及び枠数並びに掲載料は、別表のとおりとする。

(規格等)

第 4 条 区ホームページへの広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ（固定） 縦 50 ピクセル、横 150 ピクセル
- (2) ファイル形式 GIF 形式（アニメーション GIF は不可とする。）
- (3) ファイルサイズ 8 キロバイト以内

2 区長は、広告原稿が前項の規定に反しているときは、広告原稿の修正を求めることができるものとする。

3 区長は、前項の修正がなされない場合は、掲載を取り消すことができるものとする。

4 広告原稿の修正又は取消しにより、損害が生じても、区は一切の責任を負わない。

(掲載期間)

第 5 条 区ホームページへの広告の掲載は、毎年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間を最長期間とし、この期間内の 1 か月を単位として掲載を行うものとする。

(掲載申請)

第 6 条 区ホームページへ広告の掲載を希望する者は、江戸川区ホームページ広告掲載申請書（第 1 号様式。以下「掲載申請書」という。）を、区長へ提出するものとする。

(掲載又は不掲載の決定並びに掲載順位)

第7条 区長は、前条の規定に基づく申請があったときは、速やかに掲載申請書を審査のうち、掲載の可否を決定し、申請者に江戸川区ホームページ広告掲載通知書(第2号様式。以下「掲載通知書」という。)又は江戸川区ホームページ広告不掲載通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 区長は広告の掲載を希望する者が第3条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。ただし、同順位の者の中では、掲載希望月数の多い者を優先するものとする。

(1) 第1順位 区民の日常生活に関連する公共的性格のある企業等で、区内に事業所等を有するもの

(2) 第2順位 前号に掲げるもの以外の企業等で、区内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の企業等

3 前項の規定によっても、広告の掲載を希望する者が第3条に規定する枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

(掲載の取消し)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を取り消すことができるものとする。

(1) この要綱の規定に反したとき。

(2) その他、区長が特に必要と認めたとき。

(原稿の提出及び原稿作成経費)

第9条 掲載通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告原稿を第4条に規定する規格に適合するよう作成し、区長が指定する期日及び方法により提出するものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(掲載料の納入)

第10条 広告主は、第3条に規定する掲載料を、区長が指定する期日までに一括して納入するものとする。

(掲載料の不還付)

第11条 既に納付した掲載料は、還付しない。ただし、区長が広告主の責によらないと認めるときは、掲載料の一部又は全部を還付することができるものとする。

2 前項の規定により掲載料の一部を返還するときは、1か月を30日として日割り計算をし、1円未満の額が生じた場合は切り捨てるものとする。ただし、返還する掲載料には利子は付さない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載した広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、そのリンク先ホームページのアドレスを変更するときは、変更日の一週間前までに、区長へ届け出るものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、区ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年12月6日から施行する。ただし、改正後の第4条第1項第1号及び第3号並びに第1号様式から第3号様式までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ページ	位置	枠数	掲載料（月額）
1 区ホームページのトップページ	下端部	30枠	1枠20,570円
2 各コンテンツのトップページ (1) 暮らし・手続き (2) 子育て・教育 (3) 健康・福祉 (4) 環境・まちづくり (5) 産業・しごと (6) 施設ガイド (7) 地域情報 (8) 区政情報	下端部	各ページ30枠	1枠10,290円
3 各課管理ページのトップページ	下端部	各ページ30枠	1枠10,290円

様式（省略）

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。